

教 育 委 員 会 定 例 会 議 録

平成25年6月5日 午前9時30分 開議

出席委員

委員 長	池 田 悦 子
委 員	小 田 伊 佐 浩
委 員	柳 瀬 ひ ろ み
委 員	林 正 美
委 員	花 井 正 文

説明のための出席者

教育部長	近 藤 薫 子
教育部次長	柴 谷 好 輝
教育部次長兼学校教育課長	白 井 博 司
教育部次長兼中央図書館長	内 藤 嘉 和
庶務課長	山 寄 博 充
生涯学習課長	前 田 清 彦
スポーツ課長	中 村 幸 夫
学校給食課長	山 西 宣 好

教育長が指定した事務局職員

主 事 木 和 田 聡 哉

議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 第19号議案 教職員の任用について
- 第3 第20号議案 平成25年度6月補正について
- 第4 その他報告 児童生徒の事故対応状況報告について

(午後9時30分 開会)

「池田委員長」 定刻になりましたので、ただ今から教育委員会を開会し、直ちに会議を開きます。始めに日程第1、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は、委員長において、小田・林 両委員を指名いたします。

「池田委員長」 続いて、日程第2、第19号議案「教職員の任用について」を議題といたします。

なお、本案は、職員の人事に関する案件ですので、議事を非公開とし、会議内容の議事を別に記録することとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

「池田委員長」 異議なしと認め、本案は非公開とします。それでは、事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

「白井教育部次長」 第19号議案「教職員の任用について」を資料に基づき説明。

(以下、議事内容は個人情報に関わるため議事を非公開)

「池田委員長」 ただいまの案件について、ご質疑がありましたらお願いいたします。なければ採決を行います。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「池田委員長」 意義なしと認め、日程第2、第19号議案「教職員の任用について」は、原案のとおり可決されました。

「池田委員長」 次に日程第3、第20号議案「平成25年6月補正予算について」を議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

「山崎庶務課長」 第20号議案「平成25年度6月補正予算について」庶務課予算から説明します。平成25年3月の市議会におきまして、国の補正予算に伴う経済対策への対応として、平成25年度当初予算に計上してありました一部の事業を平成24年度3月補正に前倒して予算化いたしました。その関係で、平成25年度6月補正において当該予算を減額するものでございます。

減額する事業について、まずは歳出から説明いたします。経年劣化による損傷を改修するための「小坂井西小学校校舎外壁等改修事業費」に7,600万円、中学校の音楽室において暑さ対策のため、既に設置済みの2校を除く8中学校12教室に空調設備を設置するための「音楽室空調設備設置工事図面作成委託料」104万円、「設置工事費」7,220万円、経年劣化による外壁等の損傷を改修するための「御津中学校校舎外壁等改修工事費」8,860万円を減額するものでございます。なお、これに伴い、歳入において国庫補助金の小学校及び中学校費の学校施設環境改善交付金につきましても減額するものです。

「白井教育部次長」 続いて学校教育課関係の補正についてご説明いたします。まず、歳入でございしますが、国庫委託金として120万円でございます。内容については、歳出の方で説明いたしますが、まず、最初に74万4千円の賃金がございます。特別支援学級における介助員配置のためのものでございます。これにつきましては、小学校の1年生の女子児童が、急性脳性麻痺により名古屋大学附属病院に入院しています。昨年の秋までは元気で健常児と同じように学校生活を送っておりましたが、白血病を発病し、急性脳炎になり、発達段階における年齢が知的で言うと1歳半に戻るような状況です。回復傾向にはありますが、現在は、2歳半の知的レベルでの言語能

力であり、食事、排泄関係に介助員が必要であるため予算化するものです。この児童は6月30日に退院し、7月1日から登校いたしますので、介助員の賃金として、1日5時間（時給1,015円）で、142日分を計上しております。

文部科学省が3月に募集した「発達障害理解推進拠点事業」について通級等発達障害に係る研究に豊川市が申し込み、5月に内諾を受けて補正予算化するものです。

この事業については、1,200千円の国庫委託金を受け、アンケート実施に伴う資料収集・整理のための臨時職員賃金200千円を計上しています。

続いて指導者等の謝礼です。今のところ愛知教育大学の副学長でもある都築先生をお招きして研修会を考えており、またその他にも講師を呼びたいと講師謝礼として630千円を計上しております。

指導者旅費ですが、先生方をいろいろな先進地区（学校・地域）へ勉強のため派遣したり、文部科学省との連絡調整のための予算125千円でございます。この他、消耗品費として234千円、食料費に3千円、通信運搬費に8千円を計上し、特別支援の研修・質の向上に資することに役立てたいと考えております。

なお、この事業は2年間の指定を受けて進めてまいります。

「池田委員長」 ただいまの提案について、ご質疑がありましたらお願いいたします。

「林委員」 庶務課の補正予算についてのお金の流れについてはわかりましたが、工事は終わっているのですか。

「山崎庶務課長」 事務的に進めている段階で、これから工事に入ります。

「林委員」 個人的な感想ですが、旧宝飯郡の学校の工事が多いような気がします。基準のようなものがあるのでしょうか。

「山崎庶務課長」 市内学校全体の状況を見ながら、老朽化等必要に応じて財政当局とも調整しながら改修を行っていますが、昨年・今年と小坂井地区の学校について整備を実施していることからそのような印象を与えたかもしれません。

「林委員」 音楽教室の空調設備改修ですが、暑さ対策や音対策を実施することは素晴らしいことです。ただ、子どもたちの一番の生活場所は、あくまで普通教室だと思います。

暑さ対策というのは、正直なところ学校任せになっているのではないかと思います。そのあたりの考えについてどのように認識しておられますか。

「山崎庶務課長」 昨年度、扇風機を普通教室や特別教室に設置いたしました。扇風機ではエアコンに比べて効果は低いかもしれませんが、窓を開けて教室内の空気を動かすことにより、温度が多少なりとも下がり効果が得られると判断して設置いたしました。

「小田委員」 学校教育課の補正ですが、この児童の来年度以降の介助に係る費用についてはどうなっていくのですか。

「白井教育部次長」 現在、介助を必要とする児童に対しては介助員をつけていますし、年度当初に予算措置しています。この児童の場合は、当初は病院の院内学級で過ごすのではないかなと思っていましたが、小学校に通いながら治療したいとの申し出があったものですから、補正予算と

して対応するものです。

「花井委員」 この子の場合、入学式は地元小学校で行ったが、名大附属病院に6月30日まで入院していて、7月から戻ってくるということですが、急に発病したこともあって、当初予算に介助の費用を計上できませんでした。

「林委員」 発達障害については、国の委託事業ですが、何年間の事業ですか。

「白井教育部次長」 2年間の事業で、1年120万円、2年で240万円の事業として実施するものです。

「林委員」 国の委託事業が終了したときに、豊川市としてはどのように対応しようとお考えですか。というのは、発達障害については今非常に大きな問題になっています。豊川市としてはその成果等を見て継続していくというようなことを視野に入れているのでしょうか。

「白井教育部次長」 今回は、技量を高めるということと、ブロック制で研修を考えています。今年度は東部中校区、小坂井・御津中学校区というブロックです。まず、拠点校の先生方を育てる。研修には全ての係わる人について実施し、来年度はそれを広げていくこととしています。そうした資質の向上について研修会を中心に行っていきます。

その後は、まだ構想の段階ですが、研修は引き続き実施したいと考えております。愛知教育大学が近隣の市町村の教育委員会と連携を結んでいます。豊川市も愛知教育大学と連携を結び、大学の先生を研究的に派遣してくれるような形になれば、予算の方もそれほどかからないようなシステムをつくっていけるのではないかと考えています。これは特別支援に限らず、授業の方にも応用していきたいと考え、今年度から連携に向けて検討していきたいと思っております。

「林委員」 発達障害については、ますます大きな問題となってきますのでしっかりとお願いします。

「池田委員」 特別支援に係わっている先生方には資格があるんですか。

「白井教育部次長」 特別支援に関する免許状というと、3割程度が取得しています。免許状が取得できるような講習も含めて欲しいとお願いはしています。

講義だけでは効果が薄いので演習も交えていきたいと考えています。大学の先生は講義が中心ですので、実際に活動されているNPO団体のかたも巻き込みながら、免許状の資格講習よりも、演習を含めて実践的な研修を行っていきたいと思っております。

「池田委員長」 発達障害もいろいろとあると思いますが、どの程度なら普通教室で学ぶとか、個々の児童の様子について誰が判断しているのですか。

「白井教育部次長」 校内就学指導委員会と市の就学指導委員会で判定をします。ただ、この結果でもってすべての保護者が理解し納得する訳ではないので、最終的には保護者の同意も必要なため、就学指導委員会での判定通りになっているわけではありません。学校側としても、保護者にはお子さんの将来を考えどうするのが一番よいのか説明・相談をするのですが、なかなか理解の得られないご家族もみえます。

「小田委員」 特別支援学級が現在、存在していることは事実なんですが、目指すべきはそういう学級がない、同じクラスで皆が指導を受けるような区別も差別もないような環境で、勉強も育み

も同じようにやっていけるのが義務教育のあるべき姿であると思います。しかし、その姿に行き着くまでには障害がいくつもあるわけで、そのひとつの解消として、今回そういうことに取り組むということですから、大変素晴らしいことと思います。その区別に保護者の許可をもらっているのは、今は仕方なくもらっているんだというスタンスが必要ではないかと思います。

「池田委員長」 そうしたお子さんは、どの程度市内にいますでしょうか。

「白井教育部次長」 小中学校で、約300人程度かと思います。

「池田委員長」 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「池田委員長」 意義なしと認め、日程第3、第20号議案「平成25年度6月補正について」は、原案のとおり可決されました。

「池田委員長」 次に日程第4、その他報告「児童生徒の事故対応状況報告について」を議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

「山崎庶務課長」 それでは、「児童生徒の事故対応状況報告について」をご説明させていただきます。

今年の3月7日に天王小学校の回転ジャングルジムが転倒し、当該5年生の女子児童が怪我を負いましたが、その後の対応等になります。平成25年3月の定例会においての事故報告では、事故発生の概要説明と事故発生原因等が判明次第、怪我をされたお子さんの保護者に対し報告をさせていただきますことと、第三者機関として通商産業省(当時)により整備された「原因究明機関ネットワーク」事務局の「独立法人製品評価技術基盤機構」に紹介された、今回の事故原因の究明を検査できる業者に相談中であるということについて、ご報告させていただいておりますが、その後の対応ということでご説明させていただきます。

まず、被害者の児童保護者との対応でございます。事故後、各3回ご自宅を訪問いたしまして、事故についての遊具メーカーや保守点検業者それぞれの考え方や、第三者機関の調査結果(支柱そのものの金属の分析結果は、成分や強度等について問題となるような数値ではなかった。)を説明いたしました。

怪我を負った2人の児童ですが、右くるぶしを骨折した児童は、ギプスはとれ、コルセットのような装具を着けて、自力で歩けるようなところまで回復してきており、週一回リハビリのために通院しているといった様子です。通学については保護者が送迎しています。もう一人の擦過傷の児童については、完治している状況です。今後、事故防止策等の方針が決まり次第、報告させていただくということで、2家族にはご理解いただいているところです。

次に、第三者機関の見解でございます。「独立法人製品評価技術基盤機構」で紹介された半田市にある鉄鋼メーカーの分析会社に調査を依頼しました。その結果は、何らかの原因で初期亀裂が入り、その後、その部分が金属疲労によって大きくなっていった。そこで、断面欠損が大きくなり支柱の強度を超えてしまったことにより破損したとの見方です。支柱自体の金属の厚さ、強さ、

成分等には異常はないと報告を受けました。

次に製造業者の見解ですが、3月15日付けで意見書の提出がありました。それによると、支柱の根元の回転軸の部分に給油が施されておらず、金属の磨耗によって回転軸が不良をおこした結果、振動や衝撃が長期に亘って支柱の根元に影響を及ぼし、このような事故に至ったのではないかとの内容でした。また、この亀裂も一年以上前から発生したのではないかと指摘があり、適格な保守点検を実施していれば、事故は未然に防げたのではないかとの見解が示されております。

点検業者については、3月11日付けで見解が示されており、現場で目視や打音、稼動部への人的な稼動をさせる今の点検方法では、発見できない異常であったとし、今回の事故を予想することはできなかったという意見でした。その後、各点検時の報告書の提出が未提出であったり、3回目の点検が仕様書通り実施されていなかったものですから、3月29日付けで始末書を提出させています。

本来、年3回の点検を実施しなければいけないのですが、1月に実施しなければならない3回目については未実施であり、5月、9月の点検についても実施に係る報告書の提出が大幅に遅れていました。これらについてその理由や謝罪が書かれていましたが、点検そのものの不備については触れられていませんでした。点検委託業務については、3月31日で終わるわけですが、事故の原因究明については引き続き行っていくということと、結果的に点検業者の不備が事故の原因であると結果的に明らかになった場合、責任を持って対応したい旨の文書でありました。

支払いについては 弁護士に相談しております。保守点検の委託契約をしていたにも係わらず事故が発生し、契約内容の相違、履行が遅れているということで相談しましたが、結果的に3月に3回目の点検を実施していますので、支払うべきとのことでした。ただ、「事故の原因が点検業者の点検そのものにあつた場合、責任の所在は点検業者にある」旨の一文を差し入れてもらい、委託の合格通知を出して支払えばよいとのアドバイスをもらって支払いました。

最後に、今後の対応といたしまして、怪我をされたお子さんに対しては、スポーツ振興センターの保険適用にならない松葉杖のレンタル料や、薬局等で購入した包帯等については、市と点検業者が適切な対応をとっていきたいと考えます。

「池田委員長」 ただいまの報告について、ご質疑がありましたらお願いいたします。

「小田委員」 まず、子どもが怪我といつても事故死する可能性もあるようなケースだと思うのですが、まず納品時に製造業者が設置者に対して、その器具をいかに点検を行う必要があるのか、どこまでが製造者の責任であるのかということを示しているのかということと、製造業者についても、或いは点検業者についても、こういった可能性があるという告知を全国に向けてお触れを出しているかをお聞かせ願いたい。

「山崎庶務課長」 最初に製造業者がどの程度の点検しなさいとかではなく、設置側の責任において点検の内容、頻度を考えるべきと考えています。設置側として、安全を確保するために、他の事例を参考にしながら、本市では年3回の点検を実施していました。

「小田委員」 要するに究明しきれていないと思います。保守・保全の内容も製造業者が細かく「点検・保守をしてください。」と指示してあるべきで、回数の問題があるかもしれませんが、内容だ

と思います。初期亀裂が発生していたのは明らかに不備があると思います。

「山崎庶務課長」 製造業者からは今回倒れてしまった同種の遊具については、これまでに事故の事例は無かったとのこと。庶務課と点検業者の契約の中身については、双方で取り決めすればよいのかなと思います。今回の点検仕様書ですが、東三河各市調べておりましたが、2008年に社団法人日本公園施設業協会が示した「遊具の安全に関する規準」に基づいて行っているところもありますし、独自の仕様書を作って点検している市もあります。

「池田委員長」 点検を何回しても、点検をしたと報告を受けても、根本的に素人ではわからないところを点検しないと、5回、10回やっても意味のないものになってしまうのではないのでしょうか。

「山崎庶務課長」 今回、仕様書の中でも主要な物については、給油することとしてありますが、今回の事故の箇所については実施していないことを点検業者も認めています。事故が起こらないための点検であると業者には伝えていますが、点検の不備については今後も見直していかなければならないと思っております。

「小田委員」 製造業者がこの遊具は、支柱が折れて転倒してしまうことを出荷した相手に対して、使用をすることを止めるように伝えていますが。この資料の報告を聞く限り、このメーカーや点検業者は信用できない。もし、「亀裂で倒れた」、「給油が行われていなかったから」と言うなら、再現させるべきです。本当にそこまでやらないと全国各地で同じような事故が発生するのではないかと思います。原因の究明を徹底的に実施しないと、怪我をされた児童には申し訳ありませんが、今回の怪我が「無駄怪我」になってしまう。

まず、要因が解明されるまでは製造業者が遊具の使用を見合わせるように納入先に伝えてなければいけないと思います。

「柴谷教育部次長」 先程、庶務課長が話したことに補足しますが、この製品自体今までにこのような事故がなかったということです。原因究明ということで市としても独自にできないので、第三者機関を入れたんですが、その結果が小田委員が言われるように原因究明になっていないかもしれませんが、第三者機関の結果によると、初期亀裂が何らかの要因で入ったのは間違いないが、その直接的原因や明確な時期までは今となってはわからないとのこと。ただ、製品としては金属、部材としては問題なかったとのことなので、今まで、同じ遊具に事故がなかったということと、製品自体に問題がなかったことからすると、初期亀裂がどういう形で入ったかわからないため、PL法も含めてその物自体は問題がなかったと考えた次第です。確かに、メーカーがどのような対応をしているかはわかりませんが、同じ遊具での事故を再発してはいけないので、本市にある同型遊具については、使用中止の状態にしてあります。

一般的に、この回転ジャングルジムは撤去されている傾向にあります。この要因は支柱が折れてしまったという訳ではなく、遠心力で子どもが飛ばされてしまうというようなことがあるようです。そういった意味でも学校側とよく相談して、撤去するのか固定して回らないようにするのか、市として早急に結論を出していきたいと考えています。

この状況報告の中では、点検業者の方に瑕疵があるのではないかとというような報告になってい

ます。点検業者についても、保険業者とも相談しながら誠意ある対応をしていきたいと言っていますので、市としてはまず点検業者に対する対応をしていこうと思っています。小田委員さんの言われるように原因究明になってないかも知れませんが、第3者の判断である「最初の亀裂がどのように発生したかわからないが、部材としては問題ない。」という見解を受けて先程述べたように動きたいと考えています。

PL法の関係では、メーカーの製造責任はありますものの、メーカーそのものが調べるということはないようです。このケースの場合、管理する市が何らかの原因究明をして、PL法の適用をするという流れの中で、今回、第3者機関に原因究明を依頼した訳ですが、部材に対する指摘事項・問題点はないことからこのような対応となっております。

「小田委員」 説明は充分わかりますが、まず点検業者はぜんぜんなっていない。本当は、点検の仕方を今後見直していく、それを契約「する」「しない」ではなく、契約していたんだから、「以後このように対策します。」という答えがあってしかるべきです。

また、遊具製造者であれば、どのような原因があろうか折れたのは事実で、ゼロと1は全然違うので、製造者責任が絶対ある訳だから、製造者責任もこの業者は果たしていません。

「近藤教育部長」 いろいろ説明させていただいて、充分納得していただけていないのではないかと思います。3月に事故が発生して以降、保護者の方々のご要望もあり、はっきりした事故の原因究明をしたいと思っておりました。

メーカー、点検業者からも事情聴取しましたが、この段階では、お互いが責任を転嫁するようなことでしかなかったため、第3者機関を入れて管理者として原因究明をしたいと考えました。結果は先程からご報告させていただいたように、部材として特に瑕疵は認められず、原因としては初期の亀裂により、経年負荷がかかり折れてしまったということまでは、科学的にも証明はできませんでした。

この結果をもって、市としても検討しましたが、次長からも説明いたしました通り、PL法を適用することについて、これ以上強くメーカー側に申し立てをする根拠を現時点では持ちえていない、設計についてはどうかというと、設計的な基準は法的にはないということで、結果としてこの手の事故が起きていない以上、その設計に問題があるとはいえないとのアドバイスもいただきました。そのため、これ以上、市でPL法の適用に持っていくのは困難であると判断しました。

近隣市の状況も調査してみますと、どちらかという回転ジャンクルジムそのものを撤去する方向にありました。本市ではなかなか、撤去するところまでのきっかけが無かったと思います。近隣市が撤去に至った理由は把握していませんが、あつたものを撤去するには何らかのマイナスの原因があったのでそうしたのではないかと判断いたしました。

幸いにも今回治る怪我でおさまったことも大変ありがたいことと思っはいますが、原因究明については、残念な部分もあります。製造業者に責任を問うのは難しく、点検業者には、明らかに瑕疵を求めていくことは可能である。これらのことから、引き続き、点検業者との話し合いは続けていきますが、点検については見直しをしていかなければいけません。

先程言いましたとおり、本市は独自の基準で点検を行っています。それぞれ遊具を設置する際

に、私も確認をしたことはありませんが、設置業者やメーカーから特に指示は受けていません。それとは別に、遊具全体として豊川市が持っている過去の経験なりノウハウなり、一定の規準から独自の規準を定めまして、点検業者に規準に基づく指示をしていたというのが事実です。

2008年に遊具の点検の規準が公的に定められましたが、その時点で一度検討はしてみましたが、全くかけ離れたものではないので、本市独自の規準で点検していこうと決めた訳ですが、今回事故が起こった以上、管理者としてはそれなりの点検をしていかなければならないと思いますので、次年度からは2008年に定められた規準に基づく点検を実施してまいります。

今回、非常に不誠実な対応をした点検業者とは、今後一切契約はいたしません。新たに点検業者とは適正な方法で契約をしていくという形で、今後につなげたいと考えております。

現在、使用中にしています遊具については、各学校側の考えもありますので、学校側と充分話し合いをして結論を出してまいります。管理責任者である庶務課としましては、近隣市の状況もありますし、事故のこともありますので、できればリスクのある遊具は撤去していきたいと思っております。ただ、遊具全体としては、当然どの遊具についても危険性は多かれ少なかれありますので、その点で学校側と話しをしなければならぬ余地があると思っております。今後早急に話をさせていただいて決めていきたいと思っております。

何度も申しますが、幸いにも命に係わる事故には至りませんでした。いつもそうだとはいりませんので、今回の経験を決して無駄にしないように、お子さんの怪我を無駄にしないように細心の注意を払って点検に努めてまいりますのでご理解の程お願いいたします。

「池田委員長」 ご意見はありませんか。なければ採決を行います。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

「池田委員長」 意義なしと認め、日程第4、その他報告「児童生徒の事故対応状況報告について」は、原案のとおり可決されました。

「池田委員長」 本日の会議に付議されました案件はありませんので、これで本委員会を閉会いたします。

(午前10時30分 閉会)